

## 個別指定に必要な添付書類

「個人県民税控除対象寄附金指定申請書」の添付書類は下記のとおりです。

- 1 申請寄附金が、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）であることを証する書類（注 1）
- 2 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの写し
- 3 法人の場合は「登記事項証明書」
- 4 本県に寄与する寄附金であることを説明する書類（注 2）

（注 1）「申請寄附金が、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）であることを証する書類」とは下記の書類を指します。

区 分	添付書類	
財務大臣の指定 (法第78条第2項第2号)	財務大臣の告示の写し	
特定公益 増進法人 (法第78 条第2項 第3号)	地方独立行政法人 (施行令第217条第1号の2)	設立団体のその旨を証する書類の写し(申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。)
	公益社団・公益財団法人 (施行令第217条第3号)	寄附金を受領した法人の登記事項証明書
	学校法人 (施行令第217条第4号)	所轄庁のその旨を証する書類の写し(申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。)
	社会福祉法人 (施行令第217条第5号)	寄附金を受領した法人の登記事項証明書
	更生保護法人 (施行令第217条第6号)	寄附金を受領した法人の登記事項証明書
特例民法法人 (旧施行令第217条第1項第3号)	旧民法第34条に規定する主務官庁のその旨を証する書類(申請書を提出する日以前2年以内に発行されたものに限る。)の写しとして当該法人から交付を受けたもので当該書類に記載されている認定の日が当該提出する日以前2年(同号ハに掲げる法人にあっては、5年)内であるもの	
特定公益信託 (法第78条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主務大臣の認定に係る書類の写し(当該書類に記載されている当該認定の日が申請書を提出する日以前5年内であるものに限る。)</li> <li>・当該特定公益信託の信託行為</li> </ul>	
認定特定非営利活動法人 特例認定特定非営利活動法人 (租特法第41条の18の2第2項)	国税庁長官又は都道府県知事の認定に係る通知の写し	

※法：所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）

施行令：所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）

旧施行令：所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定により  
なおその効力を有することとされる同令の規定による改正前の所得税法施行令

租特法：租税特別措置法（昭和 32 年 3 月 31 日法律第 26 号）

(注2)「本県に寄与する寄附金であることを説明する書類」の様式は任意です。

「本県に寄与する寄附金」とは、例えば、県内に従たる事務所を有する場合、その従たる事務所に対する寄附金のことを指します。(主たる事務所が県外にあり、主たる事務所に対する寄附金は指定の対象外となります。)

<イメージ図>

